

京都市京町家保全・継承応援金交付要綱

制定 令和8年7月1日

改正 令和8年9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家のうち、景観的・文化的に高い価値等を有する京町家の適切な維持管理を支援することにより、京町家の保全及び継承を推進するため、京都市京町家保全・継承応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋のうち居住部分の割合が4分の1以上のものをいう。
- (2) 住宅用地 固定資産税の評価地目が宅地（住宅用地）となっているものをいう。

(交付の対象となる京町家)

第3条 応援金の交付の対象となる京町家は、京町家条例第17条第1項に規定する重要京町家かつ次の各号のいずれかに該当するもの（以下「交付対象京町家」という。）とする。ただし、市長が適当と認める部分に限る。

- (1) 文化財保護法第27条第1項に規定する重要文化財、京都市文化財保護条例第6条第1項に規定する京都市指定有形文化財
- (2) 景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物、京都市伝統的建造物群保存地区条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物（以下「伝統的建造物」という。）、京都市市街地景観整備条例第38条第1項に規定する歴史的意匠建造物
- (3) 文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定する歴史的風致形成建造物、京都市伝統的建造物群保存地区条例第2条第2項に規定する保存地区内の建築物（伝統的建造物を除く。）、京都市市街地景観整備条例第24条第1項に規定する歴史的景観保全修景地区又は同条例第30条第1項に規定する重要界わい景観整備地域内にある建築物、同条例第31条第1項に規定する界わい景観建造物、京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項に規定する京都市登録文化財
- (4) 重要京町家の敷地の用に供されている土地の面積（以下「敷地面積」という。）が2

00平方メートルを超える住宅又は公益に資する用途に供するものとして市長が認めるもの

(交付対象者)

第4条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象京町家の所有者（以下「建物所有者」という。）又は交付対象京町家の敷地の用に供されている土地の所有者（以下「土地所有者」という。）であつて、応援金の交付後、10年以上継続して、当該京町家を維持管理する意思を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は交付対象者としない。

- (1) 京都市税を滞納している者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者
- (3) 本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、基礎額と上乗せ額を加算して算定した額とし、次の各号に掲げる額の範囲内において別に定める額とする。

- (1) 基礎額 別表1の左欄に掲げる京町家の区分に応じ、同表中欄に掲げる額とし、同表右欄に掲げる額を限度額とする。
- (2) 上乗せ額 別表2の左欄に掲げる京町家の区分に応じ、同表中欄に掲げる額とし、同表右欄に掲げる額を限度額とする。

2 応援金は、前項に定める額を一括して交付する。ただし、建物所有者と土地所有者が異なる場合は、建物所有者に基礎額と交付対象京町家に係る上乗せ額を、土地所有者に交付対象京町家の敷地に係る上乗せ額を交付するものとする。

3 前2項の規定により算出した応援金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 交付対象京町家が長屋である場合において、各住戸の所有者その他関係権利者の状況等を勘案して市長が適当と認めるときは、第1項中「限度額」とあるのは「住戸当たりの限度額」と、別表1中「敷地面積」とあるのは「住戸の敷地面積」と、別表2中「交付対象京町家」とあるのは「交付対象京町家の住戸」と読み替えて、第1項の規定を適用することができるものとする。

5 交付対象京町家について、応援金の交付を受けることができるのは、同一年度内に1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金条例第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、京都市京町家保全・継承応援金交付申請書（第1号様式）によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 京町家維持管理報告書（第2号様式）

(2) 土地及び建物の登記事項証明書その他の交付対象京町家に係る所有者であることを証する書類

(3) 固定資産税及び都市計画税の納税通知書及び課税明細書その他の交付対象京町家に係る納付税額を証する書類（交付対象京町家が第3条第1項第1号に該当する場合を除く。）

(4) 同意書兼確認書（第3号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する維持管理報告書の提出をもって、補助事業の実績を確認することとし、補助金条例第18条第1項の規定は適用しない。

3 建物所有者と土地所有者が異なる場合において、土地所有者が交付申請をする場合は、応援金の交付を受けることについて、あらかじめ建物所有者の同意を得なければならない。

（交付及び交付額の決定）

第7条 市長は、交付申請が到達した日の翌月末までに、その内容を審査し、補助金条例第10条各項の規定による交付の決定及び同条例第19条の規定による交付額の決定をするものとする。ただし、当該期間内に決定できない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

（請求）

第8条 交付申請をしたもの（以下「申請者」という。）は、前条の規定による交付及び交付額の決定に係る通知を受けた日から30日以内に、京都市京町家保全・継承応援金請求書（第4号様式）により応援金の請求を行わなければならない。

（交付の条件及び決定の取消）

第9条 市長は、応援金の交付の決定をする場合において、補助金条例第11条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金条例第19条の規定による通知を受けた日から起算して10年を経過するまでの間（以下「保全期間」という。）、応援金の交付を受けた京町家を適切に維持管理しなければならない。

(2) 保全期間において、市長の承認を受けずに、応援金の交付を受けた京町家を解体してはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により、市長が認める場合はこの限

りでない。

- (3) 保全期間において、応援金の交付を受けた京町家を譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、譲受人に対し、本応援金に係る交付の条件を説明し、遵守させるよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項に基づき付した条件に違反した場合は、補助金条例第22条第1項の規定に基づき、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報告等)

第10条 市長は、申請者に対し、応援金の交付を受けた京町家の維持管理状況を確認するために、報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者に対し、本事業等に係る調査及び京町家の保全・継承に係る普及啓発その他の協力を求めることができる。

(標示の設置)

第11条 申請者は、重要京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定の適用は、交付申請の日が属する年度の4月1日時点とする。ただし、令和8年度は、7月1日時点とする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表1（第5条第1項第1号関係）

区分	応援金額	限度額
第3条第1号に該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額	40万円
第3条第2号に該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額	20万円
第3条第3号に	敷地面積に1平方メートル当たり1,000円を乗	10万円

該当する京町家	じて得た額	
第3条第4号に 該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり1,000円を乗 じて得た額	10万円

備考 交付対象京町家が複数の区分に該当するときは、応援金額の大きくなる区分を適用する。

別表2（第5条第1項第2号関係）

区分	応援金額	限度額
第3条第2号に 該当する京町家	交付対象京町家及び交付対象京町家の敷地に係る固定資産税及び都市計画税で、交付申請の日の属する年度に本市へ納付すべき税額に相当する額（以下「固定資産税等相当額」という。）に10分の3を乗じて得た額	交付対象京町家の敷地の全て 又は一部が住宅用地の場合 200万円 上記以外の場合 50万円
第3条第3号及び 第4号に該当 する京町家	交付対象京町家及び交付対象京町家の敷地に係る固定資産税等相当額に10分の2を乗じて得た額	交付対象京町家の敷地の全て 又は一部が住宅用地の場合 120万円 上記以外の場合 30万円

備考 交付対象京町家が複数の区分に該当するときは、応援金額の大きくなる区分を適用する。